



第246号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
発行人 川井清治郎
大阪市西区西長堀北通1丁目
四つ橋ビル8階
TEL (531) 9717.5910
定価 1部 30円

消防法、政省令

6月1日改正

消防法の一部改正は、5月15日国会を通過したが、6月1日付で公布された。また、同一付で危険物関係の政令、規則の一部も改正された。改正要旨は次のとおり。

<消防法>

第8条、第8条の二関係 防火管理態勢が強化された。

第11条関係 移送取扱所を新設するとともに、同取扱所の設置地域により許可行政庁を市町村長、知事、自治大臣と拡大した。

第12条の三 公共の安全または災害発生防止のための緊急措置として、市町村長等に、製造所等の使用停止、使用制限をすることができる、とした。

第16条の三関係 製造所等の所有者等は、製造所等の危険物が流出等により危険状態が発生したときは、応急措置を講じ、消防署、警察署、海上警備救難機関等に通報する義務付をした。

罰則関係 罰金額が増額され、例えば、第10条1項違反

は10万円→20万円、第11条第3項違反は5万円→10万円等〔危険物規制の政令、規則〕

- ①製造所等の貯蔵取扱基準について製造所等においては、みだりに空箱や不必要な物件を置かないこと。
- ②タンクローリーから他のタンクへ危険物を注入するときの緊結方法について、高引火点物質を小規模タンクについて緩戻された。

乙種4類試験

7月14日に実施

大阪府では49年度第1回試験を7月14日、大阪府立大学で、乙種第4類について実施する。

願書の受付は6月26日、27日に行われ、合格発表は8月15日に行われる。

大阪府、次は11月頃

甲種、乙種全類、丙種とも

大阪府では6月21日、危険物取扱者試験委員会を開催、49年度試験計画を次のとおり発表した。

49年11月頃	甲種、乙種全類、丙種
50年2月頃	乙種第4類

保安用品と消火装置

総合防火商社



株式
会社

マルナカ

大阪市北区豊島町25 TEL 371-7777(代)

支店 東京・神戸

法令に弱い受験者

給油所関係欠席13%

— 乙種試験結果から —

49年度も第1回目の試験が、7月14日、府立大学で実施されることになった。

前回の試験は3月28日に乙種第4類が実施され、合格者が4月25日に発表された。

合格率は46%と最近の試験としてはいい方であったが、会社によると、あと1人合格してくれたら受験者30人、合格率100%だったのにとゼイタクな声も聞かれたが、今度も25人受けて2人しか通らなかった、30人受験したのに合格者は3人だ、年配者はよく受かるのに若い者は皆悪い、等の声が多い。

そこで大阪府消防防災課より資料提供をうけ受験者の諸問題を検討してみることにした。

今回の試験は乙種第4類で受験者は5,210人、欠席者408人、実受験者4,802人、合格率46.0%であった。

分析資料は午前の部、午後の部と無差別抽出により2,000人の受験者を対象としたが、これらのグループの合格率は46.2%と全体の合格率と大差はなかった。

1. 最近の合格率

大阪府では乙種4類の試験は毎年3回程度実施されているが、最近の合格率をみると次のとおりである。

43年5月	45%
44年5月	48%
45年8月	47%
47年5月	37%
48年5月	36%
48年11月	42%

49年3月 46%

この結果からみれば最近とみに難しくなったという事はなからう。

次に昭和47年度の主要都府県の乙種第4類試験の合格率は次のとおりである。

都府県名	乙種4類合格率
全国	44%
埼玉	32%
東京	43%
神奈川	48%
愛知	38%
京都	45%
大阪	38%
兵庫	40%
岡山	39%
広島	41%
福岡	52%

この表から大阪府の試験が他府県と比較して合格率が特別に悪いということもないようだ。そして全国平均でも50%を割っている。

2. 年令別合格率

生年別	受験者	合格者	合格率
昭和28年以降	356	103	28.9%
昭和22年～27年	684	343	50.1%
昭和16年～21年	379	203	53.6%
昭和15年以前	581	275	47.3%
計	2,000	924	46.2%

今回も20才未満の若者が合格率30%を割る最低の出来であった。前回、前々回も同じような結果が出ているが、学校でたて、家庭環境等の条件を考えると、合格率が良くても当たり前であるのに、逆の結果が生れているが理解に苦しむことである。

消防ポンプから家庭用消火器まで!

消防機器の総合メーカー



保険付

家庭用万能消火器ビーナス

信頼のマーク



梯子消防車
消防ポンプ車
保険付消火器
クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33
TEL (751) 1351
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡
富山・北海道

3. 職業別合格率

例回のように受験者の職業別は、実務経歴の事業所の種類によった。

	受験者	合格者	合格率	欠席率
化学工業	332	185	55.7%	3.6%
官公署・学校	131	77	55.8%	8.7%
一般会社・ビル	954	501	52.5%	6.4%
給油所	444	118	26.6%	13.1%
タンクローリー	86	26	30.2%	11.3%
燃料・塗料販売店	46	17	37.0%	6.1%
計	924	1,076	46.2%	7.8%

職業別では表3のとおりで、前回どおり給油所関係が最も悪い。その上試験当日の欠席率も、給油所、タンクローリー関係が10%を越え、合格率の低調さと考え合せると関係者の猛省が望まれる。

なお参考までに本会に照会のあった事業所ごとの合格率は次のとおりである。

(会社名)	受験者	合格者	合格率
T 製薬	29人	28人	97%
S 金属	27人	21人	78%
N ペイント	14人	9人	64%
N 造船	25人	14人	56%
N 製鋼	12人	7人	58%

A社(運送)	40人	14人	35%
B社(//)	13人	1人	8%
C社(石油)	10人	2人	20%

4. 科目別得点

試験科目は(1)基礎物理解化学、(2)危険物各論、(3)危険物関係法令の3種類で、3科目とも60%以上正解すると合格する。

科目ごとの出題数と合格最低得点は

(科目)	(出題数)	(合格最低得点)
基礎物、化	10	6
各論	10	6
法令	15	9

科目別合格得点者数は 2,000人中

60%以上正解者 全体の

基礎物、化	1,496人	75%
各論	1,273人	63%
法令	1,160人	58%

法令の得点率が悪い。別の表現をすると今回は法令が一番難かしかったといえるだろう。

なお、科目の満点者は、基礎物、化144人、各論128人、法令25人となっている。





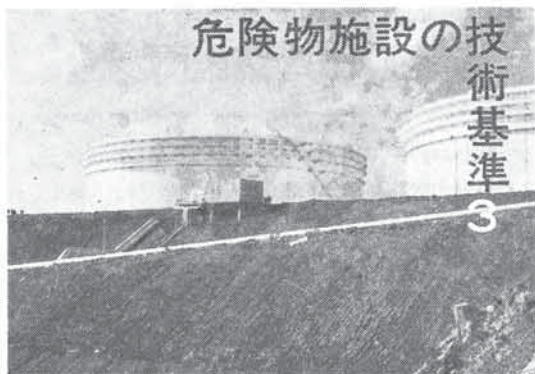
情熱の新発売! ヤマト消火器

ヤマト

エクセル

EXCEL

蓄圧式ABC粉末消火器



危険物施設と建築基準法

危険物施設の技術基準は建築基準法と関連性があり、とくに危険物施設の設置については用途地域制が前提となりまた危険物規制法令の用語は建築基準法の定義が適用されるケースが多い。

危険物施設に建築基準法が適用されるのは、建築物内に危険物施設のある場合はもちろん、建築物でない危険物施設がある場合で同一敷地内に、危険物施設でない他の建築物がある場合は敷地全体に対し建築基準法第48条（用途制限）の規定がはたらくものと解される。

以下順を追って説明をする。

1. 用途地域制

用途地域は、計画的な街づくりのために土地利用の混在を防止し、都市の中を住宅地、商業地、工業地などに区分して良好な都市環境を確保しようとするもので「都市計画」で定められる。

1. 用途地域の種類と指定の目的

用途地域は土地利用の目的に応じて8種の地域があり、それぞれ次の目的をもって指定される。

(1) 第1種住居専用地域

低層住宅地における良好な住環境の保護

(2) 第2種住居専用地域

中高層住宅地における良好な住環境の保護

(3) 住居地域

主として住居の保護

(4) 近隣商業地域

近隣の住宅の住民に対する日用品の供給を行なう商業、その他の業務の利便の増進

(5) 商業地域

主として商業その他の業務の利便の増進

(6) 準工業地域

主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業利便の増進

(7) 工業地域

主として工業の利便の増進

(8) 工業専用地域

工業の利便の増進

2. 用途地域内の用途制限の概要

用途地域内では、それぞれの地域の指定の目的に応じて建築物の用途の制限を行なっている。

(1) 第1種住居専用地域では、住環境保全のため、とくに厳しい用途制限をしており、住宅および住生活に関連のある学校、診療所、公衆浴場、神社、託児所などのほかはいっさい制限している。（現在大阪市内では指定されていない）

(2) 第2種住居専用地域内では、店舗などの近隣施設は許容するが、工場のほかホテル、ボーリング場、パチンコ店などの風俗営業関係および引火性溶剤（ドライゾール）を用いるドライクリーニング、ドライダイングまたは塗料の吹付、加熱乾燥もしくは焼付（赤外線を用いるものを除く）等および危険物の貯蔵または処理に供するもので政令で定めるものは厳しく制限している。

(3) 住居地域では、劇場やキャバレーなどの遊興的な施設および一定規模以上ならびに特定業種の工場

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
 防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置
 泡・ガス・エアホーム消火装置

} YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括
 齊田式救助袋 近畿地区
 日本ドライケミカル（株）
 ヤマト消火器（株）

} 代理店

株式会社
三和商会
 TEL 06 (443) 2 4 5 6

を制限している。前述のドライクリーニング等塗料の吹付、加熱乾燥もしくは焼付、危険物の貯蔵処理で政令で定めるものを制限している。

- (4) 込隣商業地域では、日用品の販売を目的としているため、商業地域にくらべ劇場や映画館、キャバレーなど、またはドライクリーニング等塗料の加熱乾燥、焼付、0.75kWをこえる原動機を使用する塗料の吹付、危険物の貯蔵処理に供するもので政令で定めるものは制限している。
- (5) 商業地域では、風俗営業関係は許容されるが、一定規模ならびに特定業種の工場を制限している。この地域でも、ドライクリーニング等塗料の加熱乾燥、塗料の吹付(0.75kW以上の原動機を使用するもの)危険物の貯蔵処理に供するもので、政令で定めるものは制限している。
- (6) 準工業地域は軽工業を主とした地域であるため、金属の溶融や化学薬品の製造など公害発生のおそれの大きい重化学工場等および危険物の貯蔵または処理に供するもので、政令で定めるものを制限している。
- (7) 工業地域では、工業の利便上混在して好ましくない学校、病院、旅館等を制限している。
- (8) 工業専用地区では、工業の専用化をはかるため、住宅、共同住宅、旅館、飲食店も制限している。

3. 用途制限の特別

用途地域の制限によって建築することが禁止されている建築物は、特定行政庁(建築主事をおく市町村の区域については、当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう)が、用途地域の指定の目的からみて支障がないと判断し、または、公益上やむを得ないと認めて許可した場合のみ、特例として建築できることとなっている。

特定行政庁がこの許可をするに当ってはあらかじめその許可に利害関係を有する者の参加のもとに「公開による聴聞」を行ない、かつ「建築審査会の同意」が必要となっている。

- 4. 敷地が地域の内外にわたる場合については、敷地の過半の属する地域の制限をうける。
- 5. 用途地域の制限をうける政令で定める危険物の貯蔵または処理に供する建築物は、次の表に定める数量をこえる危険物(同表に数量の定めのない場合にあつては、その数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第2石油類および第3石油類ならびに容量の合計が5万リットル以下の地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類を除く)の貯蔵処理に供する建築物とする。

危険物	用途地域			
	住居地域	商業地域	準工業地域	
(一) 火薬類	火薬	20kg	50kg	20ton
	爆薬		25kg	10ton
	工業雷管		1万個	250万個
	電気雷管			
	信号雷管			
	銃用雷管	3万個	10万個	2,500万個
	実包及び空包	2,000個	3万個	1,000万個
	信管及び火管		3万個	50万個
	導爆線		1.5km	500km
	導火線	1km	5km	2,500km
電気導火線		3万個	10万個	
信号炎管・信号火筒及び煙火	25km		2ton	
その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となす火薬又は爆薬の数量に応じて火薬又は爆薬の数量のそれぞれの限度による。			
(二) マッチ	15マッチトン	30マッチトン	150マッチトン	
	セルロイド	75kg	150kg	750kg
	圧縮ガス	350m ³	700m ³	3,500m ³
(三) 石油類	可燃性ガス	35m ³	70m ³	350m ³
	第1石油類	500ℓ	1,000ℓ	5,000ℓ
	第2石油類	2,500ℓ	5,000ℓ	25,000ℓ
(四) 塩素酸塩類	第3石油類	10,000ℓ	20,000ℓ	100,000ℓ
	硫酸塩類	50kg	100kg	1,000kg
	硝酸塩類	1ton	2ton	20ton
	黄燐	20kg	40kg	400kg
	赤燐	50kg	100kg	1,000kg
	硫化燐	50kg	100kg	1,000kg
	金属カリウム	5kg	10kg	100kg
	金属ナトリウム	5kg	10kg	100kg
	マグネシウム	500kg	1,000kg	10,000kg
	過酸化水素水	50kg	100kg	1,000kg
	過酸化カリ	50kg	100kg	1,000kg
	過酸化ソーダ	50kg	100kg	1,000kg
	過酸化バリウム	50kg	100kg	1,000kg
	二硫化炭素	50ℓ	100ℓ	1,000ℓ
	メタノール	200ℓ	400ℓ	4,000ℓ
	アルコール	200ℓ	400ℓ	4,000ℓ
	エーテル	50ℓ	100ℓ	1,000ℓ
	酢酸エステル	200ℓ	400ℓ	4,000ℓ
	ニトロセルロース	10kg	20kg	200kg
	ベンゼン	100ℓ	200ℓ	2,000ℓ
トルエン	100ℓ	200ℓ	2,000ℓ	
キシロール	500ℓ	1,000ℓ	10,000ℓ	
ピクリン酸塩類	200kg	400kg	4,000kg	
テレピン油	500ℓ	1,000ℓ	10,000ℓ	
カーバイド	300kg	600kg	6,000kg	

(注) マッチトン=1マッチトンとは1.35尺×2.15尺×1.65尺3個におさめられた容量をいい、この木箱1個に並形マッチにして2,400個が納められる。

危険物施設の配管基準

移送取扱所を除く危険物施設（製造所、一般取扱所、屋外タンク、屋内タンク、地下タンク）の配管について、政令、規則の一部が改正され、新たに告示が発令されたので関係法令の関連条項を抜粋して掲載する。

危険物規制政令

政令第9条1項（製造所の配管）

第21号 危険物を取り扱う配管の位置、構造および設備は次によること。

イ. 配管は、鋼製その他の金属製のものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体または不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。

ロ. 配管を地上に設置する場合には、地盤面に接しないようにするとともに、配管に外面の腐食を防止するための塗装をすること。

ハ. 配管を地下に設置する場合には、自治省令で定めるところにより、配管に外面の腐食を防止するための措置を講じ、かつ、当該配管の接合部分（溶接による接合部分を除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講ずること。

ニ. 配管に加熱または保温のための設備を設ける場合には、火災予防上安全な構造とすること。

ホ. イからニまでに掲げるもののほか、自治省令で定める基準に適合するものとする。

政令第11条（屋外タンクの配管）

第12号 屋外貯蔵タンクの配管の位置、構造および設備は次号に定めるもののほか、第9条第21号に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によるものであること。

政令第12条（屋内タンクの配管）

第11号 屋内貯蔵タンクの配管の位置、構造および設備は次号に定めるもののほか、第9条第21号に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によるものであること。

政令第13条（地下タンクの配管）

第10号 地下貯蔵タンクの配管の位置、構造および設備は次号および第12号に定めるもののほか、第9条第21号に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によるものであること。

第11号 地下貯蔵タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること。

第12号 地下貯蔵タンクに取り付けられた配管のうち地下の部分については、その上部の地盤面にかかる重量が当該

部分にかからないように保護するとともに、連結部（通気管の連結部を除く。）からのもれを点検できるように当該部分をふたのあるコンクリート造の箱に納めること。

危険物規制規則

規則第13条の3（配管の腐食防止）

令第9条第21号は（令第19条において準用する場合を含む。）の規定による配管の外面の腐食を防止するための措置は、電気的腐食のおそれのある場所に設置する配管にあっては、告示で定めるところにより、塗覆装および電気防食により、その他の配管にあっては、告示で定めるところにより、塗覆装により行うものとする。

製造所等の構造設備基準の告示

告示第3条

規則第13条の3の規定により地下配管に塗覆装を行う場合においては、次の各号に掲げるところにより行なわれなければならない。

1. 塗覆装材は、次に掲げるもの、またはこれと同等以上の防食効果を有するものを用いること。

イ. 塗覆装材にあっては、日本工業規格G3491（1968）「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に定めるアスファルトエナメルもしくはブローンアスファルトまたは日本工業規格G3492（1968）「水道用鋼管コールタールエナメル塗覆装方法」に定めるコールタールエナメル

ロ. 覆装材にあっては、日本工業規格L3405（1966）「ヘッジャンクロス」に適合するもの、または日本工業規格G3491（1968）「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に定めるビニロンクロス、ガラスクロスもしくはガラスマット

2. 防食被覆の方法は、日本工業規格G3491（1968）「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」もしくは日本工業規格G3492（1968）「水道用鋼管コールタールエナメル塗覆装方法」に適合するもの、またはこれと同等以上の防食効果を有する被覆を作るものとする。

第4条

規則第13条の3の規定により、配管に電気防食を行う場合においては、次の各号に掲げるところにより行なわれなければならない。

1. 配管の対地電位平均値は、飽和硫酸銅電極基準による場合にあってはマイナス0.85ボルト、飽和カロメル電極基準による場合にあってはマイナス0.77ボルトより負の電位であって、かつ、過防食による悪影響を生じない範囲内とすること。

2. 配管には適切な間隔で電位測定端子を設けること。

3. 電気鉄道の線路敷下等漏えい電流の影響を受けるおそれのある箇所を設置する配管には、排流法等による措置を講ずること。

階層建物に設けるボイラー等の一般取扱所の基準 (大阪市)

大阪市消防局では、平家建以外の建物に設けるボイラーの一般取扱所について、設備基準を定めていたが、今般これを大中に改正し、5月23日付次のとおり定めた。なおこの基準は、大阪市地域のみ適用されるので念のため

1. 適用範囲

階層建物に設けるボイラー等の一般取扱所とは、次の各号のすべてに該当するものを対象とする。

- (1) 階層を有する建物の一部に設けられるものであること。
- (2) 危険物を取り扱う設備がボイラーまたは内燃機関であること。
- (3) 取り扱う危険物が第2石油類のうち引火点が40°C以上のものであること。

2. 保安距離、保有空地等の緩和

前項に該当する一般取扱所（以下ボイラー室等という。）の構造および設備が第3項から第8項までに掲げる基準に適合する場合は、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号、以下政令という。）第9条第1号、第2号、第4号、第6号および第19号の規定は適用しないことができる。

3. 区 画

- (1) ボイラー室等は専用室とし、他の部分とは耐火構造の壁で区画し、出入口には自動閉鎖の甲種防火戸を設けること。ただし、ボイラー設備と冷暖房設備等（消防用設備等の非常電源設備および消火設備の加圧送水設備を除く。）は、併設することができる。
- (2) ボイラー室等の内張材に木毛セメント板等の準不燃材料を使用する場合は、耐火構造の壁、柱、天井等に密着して施工すること。
- (3) 排水設備は、漏れまたはあふれた燃料油がボイラー室等の区画外へ流出しない構造のものとすること。

4. 窓 等

ボイラー室等には、次の各号のいずれかに適合する場合は、窓等を設けることができる。

- (1) ボイラー室等の一部が直接外気に接する場合で、当該部分に温度ヒューズ等により作動する甲種防火戸を備えた網入ガラスの窓を設けるとき。
- (2) ボイラー室等の一部が直接外気に接し、かつ、延焼のおそれのない部分である場合で、当該部分に上階への延焼を防止するための処置を講じた網入ガラスの窓を設けるとき。

<次頁へつづく>

- (3) ボイラー室等に接して機械管理室を設ける場合で、当該接する部分に温度ヒューズ等により作動する甲種防火戸を備えた必要最小限度の大きさの網入ガラスの監視窓を設けるとき。

5. 換気設備

- (1) 換気設備は、ボイラー室等専用（ただし、機械室については兼用可）の第1種換気設備とし、換気量は可燃性蒸気の滞留を防止するに十分な量とすること。ただし、ボイラー室等の区画の一部が外気に接している場合には第3種換気設備とすることができるが、この場合、換気量は第1種換気設備と同様とすること。
- (2) 換気設備のダクトがボイラー室等の壁、天井または床を貫通する部分には、温度ヒューズ付防火ダンパーを設けること。

6. サービスタンク等

- (1) サービスタンクの容量は、原則として指定数量未満とすること。
- (2) サービスタンクには、燃料油の溢流を防止するため次の安全装置を設けること。
 - ア. 主タンクへ過剰油を戻すための戻り配管（送油配管より口径の大きいもの）を有効に設けること。
 - イ. 送油ポンプの停止または作動用のフロート設備等（以下油面コントロール装置という。）と別系統の油面覚知装置により作動する満油警報器を設けること。
- (3) 主タンクの油面の位置がサービスタンクの油面の位置より上位となる場合は、前各号の規定にかかわらず次の装置のいずれか、またはこれと同等以上の安全装置を設けること。
 - ア. 油面コントロール装置と別系統の油面覚知装置により作動する返油ポンプを設けた強制戻り配管および満油警報器を設けること。
 - イ. 油面コントロール装置と別系統の油面覚知装置により作動する送油遮断弁および満油警報器を設けること。
- (4) サービスタンクの外周から50cm以上離れたところに、サービスタンクの全量を収納できる防油堤を設けること。
- (5) ボイラー室において異状があった場合に、送油および換気設備の作動を自動または手動の遠隔操作により停止させることができる設備を設けること。

7. 消火設備

- (1) ボイラー室等の床面積および危険物の取扱数量の大小にかかわらず、政令に定める第3種、第4種および第5種の消火設備を設けること。ただし、第3種消火設備はボイラー室等以外の場所に設置される消火栓利

用のピックアップ方式とすることができる。

- (2) サービスタンクの容量が指定数量以上となる場合は前号の規定にかかわらず次のいずれかによること。
 - ア. ボイラー室等に設ける第3種消火設備は全域放出方式または泡ヘッド方式とすること。
 - イ. 消防ポンプ自動車から容易に送液することができる固定配管の泡ヘッドまたは第3種消火設備の泡ヘッドを、サービスタンクおよび防油堤を包含するように設けること。
 - ウ. サービスタンクを不燃材で造った専用室に収納し当該タンク室に全域放出方式の第3種消火設備を設けること。

8. その他

第3項から第7項までに掲げる事項以外は政令に定めるところによること。

運用上の留意事項

- 1. 第3石油類の危険物を燃料として使用するボイラー等の一般取扱所を階層建物に設置する場合は、本基準に準じて指導すること。
- 2. 第4項第2号中「上階への延焼を防止するための措置」は、第2種販売取扱所の基準の例によること。
- 3. 第5項第1号中「第1種換気設備」および「第3種換気設備」は、次に掲げるものをいう。
 - (1) 第1種換気設備は、送風機により外気を送入すると同時に排風機によって室内汚染空気を排出するもの。
 - (2) 第3種換気設備は、室内の適当な位置に給気口を設け、排風機により室内空気を屋外に排出し給気口より外気を自然流入させるもの。
- 4. 第5項第1号中「可燃性蒸気の滞留を防止するに十分な換気量」は、毎時室内容積の20倍以上の量とすること。ただし、ボイラー等の発熱体の容積が室内容積に比し小さく、室温上昇による可燃性蒸気の発生のおそれがないと認められる場合、または可燃性蒸気の発生、もし

くは滞留のおそれのある部分に対する局所換気が有効に行なわれると認められる場合については、10倍以上の量とすることができる。

- 5. 電気設備は、危険物の規制に関する政令第9条第17号に定めるところによるが、可燃性蒸気の発生のおそれのない場合にあってもサービスタンクに設けるフロートスイッチ等および送油ポンプの電動機は、全閉構造以上のものとする。

大阪府危険物取扱者試験委員決まる

大阪府では昭和49年度大阪府危険物取扱者試験委員を次のとおり任命した。

- ▷中川和雄(大阪府生活環境部長)▷麻笠五郎(同消防防災課長)▷勝田甫(大阪労基局安全課長)▷氏原岩雄(大阪市消防局長)▷深井善城(堺市高石市消防組合、防長)▷大津隆行(大阪市立大学教授)▷古松歳代(大阪府危険物品協会連合会長)▷伏崎弥三郎(府立工業高専校長、府立大学名誉教授)▷府立工業技術研究所化学部長)▷松田治郎(大阪大学助教授)

交野市火災予防協会 総会

交野市火災予防協会では昭和49年度総会を6月8日午後私部会館で開催した。

河内長野市取扱者部会

同市危険物取扱者部会は、6月11日日立羽衣寮で総会を開催した。

なお、6月4日開催された同市防火協会総会で、次の表彰が行われた。

- 〔優良防火対象物〕▷浅香伸管粥▷大谷外科(病)
- 〔優良防火管理者〕▷指宿梓氏(長野敬老院)
- 〔優良危険物取扱者〕▷高野正男氏(日立長野寮)
- 〔優良自径消防隊〕▷長野デパート
- 〔消防協力者〕▷南海電鉄千代田検車区▷大同化工機工業株

安全な社会環境づくりに奉仕する

近代社会の繁栄は
産業・文化の発展に
支えられたものであると同時に
〈防災〉によって支えられたもの。
防災事業が果たす役割とは――
『ハツタの自覚』の原点。

消火器・消火装置の総合メーカー



株式会社 初田製作所

本社・工場

大阪府枚方市招提田近3-5 下573
電話 0720-56-1281(代)

大阪営業所 電話 06-473-4821-4
堺出張所 電話 0722-21-3444

